

宮田 重成さん（列見町）

永年、理容業界のリーダーとして活躍され、業界の発展や次世代経営者の育成に尽力。接客・おもてなしを重視し、サービス向上に業界一丸となつて取り組んでこられました。



同業者で手を取り合つて 理容業界を発展させたい

18歳から彦根の理容店で見習いとして働き始めました。早朝から始まる修行はとても厳しく、くじけそうなときは家族の励ましの言葉を思い出しながら乗り越えました。今思えばこの頃の苦労があったからこそ、絶対に成功しようと思えたし、自信が持てたのだと思います。

28歳で独立し、長浜で開業してからは妻と二人三脚、地域の人にも支えられながら今日までやっていくことができました。40代になってからは、滋賀県理容生活環境衛生同業組合

の理事や長浜支部でも様々な役を担い、地域で業界を発展させようと、カリスマ講師を招いた研修会を実施したり制度改革などに取り組んできました。

今は第一線を離れ、店は娘に任せていますが、お客さんの相手をするときは、「おもてなしの心で丁寧に」をモットーにしています。

私は、同業者同士はライバルですが仲良くしなければならぬと思います。そうすることで業界全体が発展していくと思うので、次世代に期待しています。

行政相談委員 総務大臣表彰を受賞

問 総務課(☎65-6503)

長浜市区域の行政相談委員である中村嘉男さんが、長年にわたる活動と功績が認められ、総務大臣表彰を受賞されました。

中村さんは、平成9年に行政相談委員に委嘱されて以来、行政と市民とのパイプ役として、行政に対する苦情や要望などの相談を受け、その解決に努めてこられました。

【活動状況】毎月1回、主に第1火曜日に定例相談所を開設



▲中村 嘉男氏
(難波町)

「長浜ふるさとまつり市民の会」 募金のお礼と報告

問 長浜ふるさとまつり市民の会事務局〈観光振興課内〉(☎65-6521)

多くの市民の皆さんから、長浜ふるさとまつりへの募金をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

募金活動(6月1日～10月31日)の結果を報告します。

募金総額 3,839,084円

長浜ふるさとまつり市民の会がお預かりした募金は、各事業の実行委員会で活用していただきました。

【募金を活用した祭り・イベント】

- ・長浜ゆかたまつり
- ・夕涼み横丁
- ・水の駅夏まつり
- ・水とロマンの祭典
- ・かわそサマーフェスティバル
- ・観音の里たかつきふるさとまつり
- ・長浜・北びわ湖大花火大会
- ・ふるさと夏まつり
(木之本地藏大縁日・長浜市木之本大花火大会)
- ・長浜・あざいあつぱれ祭り2014
- ・長浜ロードトレイン祭 in BIWA
- ・小谷城ふるさと祭り
- ・大道芸フェスタ in 虎御前



行政 国民年金保険料控除 証明書を発行します

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります(その年の1月1日～12月31日に納付した保険料)。

社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

今年1月から9月に国民年金保険料を納付した人には、日本年金機構から11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行う人は大切に保管してください。

また、10月から12月に今年はじめに国民年金保険料を納付した人には、来年2月上旬に送付されます。

控除証明書が届かない場合または紛失した場合は、彦根年金事務所まで再発行の手続きをしてください。

問 彦根年金事務所国民年金課

(☎0749-231114)



行政 年金受給者の皆さん 扶養親族等申告書は 期限までに提出を!

老齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます(障害年金・遺族年金を除く)。

課税対象となる人には、11月上旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、必ず期限までに提出してください。



【提出期限】12月1日(月)

提出を忘れると、各種控除が受けられないまま所得税が課せられる場合がありますので、ご注意ください。なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

※平成27年分「扶養親族等申告書」が送付される人

- ・65歳未満で年金額が108万円以上
- ・65歳以上で年金額が158万円以上

問 彦根年金事務所お客様相談室

(☎0749-231116)

行政 平成26年分年末調整 説明会を開催します

〈長浜会場〉

【とき】

11月17日(月) 13時30分～15時30分

【ところ】

長浜文化芸術会館(大島町)

※豊公園駐車場もご利用ください。

〈木之本会場〉

【とき】

11月19日(水) 13時30分～15時30分

【ところ】

木之本ステイックホール
(木之本町木之本)

※説明会当日には、事前に送付した書類をお持ちください。

※来場はできるだけ公共交通機関をご利用ください。

※車でお越しの場合、私有地・路上には絶対に駐車しないでください。

問 長浜税務署

法人課税第1部門(源泉担当)

(☎62-6144)



11月・12月は長浜市 青少年育成強調月間です

次代を担う青少年が夢や希望を豊かに育み、心身ともに健やかに成長することは社会全体の願いです。

期間中は「たくましく伸びよう 伸ばそう 長浜の子」をスローガンに、市民のつどい(11月22日開催)や市内の公民館や図書館などを巡回する絵画・ポスター・標語展などを行います。

この機会に「青少年は地域で育てる」という意識で子どもたちの見守りや声かけなど、皆さんのご協力をお願いします。

重点事項

- ①豊かな心をはぐくむ 家庭づくり運動の推進
- ②青少年を犯罪や非行等から守るための取組みの推進
- ③児童虐待防止の総合的な支援

